（別添１）

補助事業概要説明書

**１．申請者基本情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（法人・団体等）名 | 　 |
| 代表者役職・氏名 | 役職：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　 |
| 所在地 | 〒 　 |
| 住所：　 |
| 事業内容 | 　 |
| [ ] 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に該当しない※１ |
| 上記のうち省エネルギーに係る支援活動の取り組み | （活動実績）　 |
| 自社の営利活動との相反の有無（申請者が営利団体である場合にのみ記載） | 　 |

※１ 後述の予算決算及び会計令（抜粋）を参照し、該当しないことを確認の上、チェックを付けること。

**２．本補助事業の目的と内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の名称 | 　 |
| 目的 | 課題意識 | 　 |
| 達成目標 | 長期目標：　 |
| 事業全体（平成２８年度～平成[選択]年度）における目標：　 |
| 今年度事業（平成２８年度）における目標：　 |
| 活動実施予定 | 支援対象地域 | 　 |
| 支援対象業種 | 　 |
| 自治体との連携 | 　 |
| 専門家とのネットワーク | 　 |
| その他団体とのネットワーク | 　 |
| 平成２８年度活動計画 | 全体活動計画 | 　 |
| 想定支援対象者数 | [選択]者 |
| 支援対象領域、及び支援対象者候補※２ | 　 |
| 個別活動計画 | 　 |

※２・支援対象領域は、活動を予定する地域・業種・その他属性（別紙２ 「支援対象者（予定）一覧」

参照）の組み合わせごとに各自設定すること。

・設定した領域ごとに想定支援対象者数等を必ず記載すること。

・社名等の具体的な支援対象者候補が挙げられる場合は、それについても記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成２９年度活動計画 | 全体活動計画 | 　 |
| 前年度との相違点：　 |
| 想定支援対象者数 | 　 |
| 支援対象領域、及び支援対象者候補 | 　 |
| 前年度との相違点：　 |
| 個別活動計画 | 　 |
| 平成３０年度活動計画 | 全体活動計画 | 　 |
| 前年度との相違点：　 |
| 想定支援対象者数 | 　 |
| 支援対象領域、及び支援対象者候補 | 　 |
| 前年度との相違点：　 |
| 個別活動計画 | 　 |
| 自走化に向けた活動計画※３ | 自走化に向けた課題 | 　 |
| 補助事業期間中 | 　 |
| 補助事業期間終了後 | 　 |

※３　補助事業終了後も、本事業で構築した省エネルギー相談地域プラットフォームの活動を継続するための計画　（経済的自立の計画等）。

**３．支援活動の概要と実績**

省エネルギーに係る取組の各段階における支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援の項目 | 予定する支援内容 | 過去の実績 |
| 有無 | 内容 | 有無 | 内容 |
| Ａ．省エネルギーに関する取組の計画（Ｐｌａｎ）に対する支援 | [選択] |  | [選択] |  |
| Ｂ．省エネルギーに関する取組の実施（Ｄｏ）に対する支援 | [選択] |  | [選択] |  |
| Ｃ．省エネルギーに関する取組の確認検証（Ｃｈｅｃｋ）に対する支援 | [選択] |  | [選択] |  |
| Ｄ．省エネルギーに関する取組の計画見直し（Ａｃｔｉｏｎ）に対する支援 | [選択] |  | [選択] |  |

各段階における支援の例は以下の通り。

Ａ．省エネルギーに関する取組の計画（Ｐｌａｎ）に対する支援

・支援対象者の実態を踏まえた具体的な省エネルギー対策の提案

・省エネルギーを実施するための運用更新計画の策定

・省エネルギーを実施するための設備更新計画の策定

・省エネルギーを実施するための補助金及び融資制度の情報提供　等

Ｂ．省エネルギーに関する取組の実施（Ｄｏ）に対する支援

・省エネルギーの計画に基づく、設備更新を伴わない運用改善の実施※４

・省エネルギーの計画に基づく、設備更新の実施

・設備更新にあたっての補助金及び融資制度等の利用計画策定　等

Ｃ．省エネルギーに関する取組の確認検証（Ｃｈｅｃｋ）に対する支援

・エネルギー削減量の計測

・省エネルギー活動の進捗状況の確認　等

Ｄ．省エネルギーに関する取組の計画見直し（Ａｃｔｉｏｎ）に対する支援

・省エネルギー活動の改善　等

（注）省エネルギーに関する計画・実施・確認検証及び計画見直しは、あくまでも支援対象者が実施するのであって、

　　　本事業では支援対象者による取組の支援を補助する。

※４ 設備更新に係る支援だけでなく、運用改善に係る支援も実施すること。支援対象者の掘り起こしや支援対象者の実態把握（経営状況、エネルギー管理状況、従業員の省エネ意識の状況

等）のための取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援の項目 | 予定する支援内容 | 過去の実績 |
| 有無 | 内容 | 有無 | 内容 |
| Ｅ．支援対象者候補に対する省エネルギーに関する情報発信 | [選択] |  | [選択] |  |
| Ｆ．支援対象者の省エネルギーに関する現状把握、情報整備 | [選択] |  | [選択] |  |

（注）Ｅ．のうち、相談窓口の設置は、必ず予定する支援内容を記載すること。

各段階における支援の例は以下の通り。

Ｅ．支援対象者候補に対する省エネルギーに関する情報発信

・ 省エネルギーに関する相談窓口の設置

・ 省エネルギーに関する広報活動（パンフレットの作成・配布等）

・ 自治体と連携した省エネルギーに関するセミナーの実施

Ｆ．支援対象者の省エネルギーに関する現状把握、情報整備

・ 省エネルギーに関する診断の案内・実施

（国や自治体等が実施する省エネルギーに関する診断を案内しても良い）

・ 省エネルギー実施事例の紹介、省エネルギー意識を高めるための社員研修　等

**４．支援活動体制**

（１）　プラットフォーム事業者

①補助事業に従事する責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 名前 |  |
| 部署・役職 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 本事業で担う業務内容 |  |

②補助事業に従事するその他役職員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名前 | 所属 | 部署・役職 | 本事業で担う役割 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

③補助対象事業者の組織内に雇用する専門家

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名前 | 所属 | 部署・役職 | 本事業で担う役割 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

プラットフォーム事業者として、中小企業等の相談窓口として対応する職員（事務補助員を除く）を必ず

配置すること（複数拠点がある場合には各拠点に１名以上）。

（２）　協力事業者

別紙１の通り

（３）　体制内に含まれる主なエネルギー関連の国家資格保有者※１、※２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 所属 | 本事業での位置づけ（いずれかに○） | 氏名 | エネルギー関連の保有国家資格 |
| ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ事業者 | 協力事業者 |
| 1 |  | [選択] | [選択] |  |  |
| 2 |  | [選択] | [選択] |  |  |
| 3 |  | [選択] | [選択] |  |  |
| 4 |  | [選択] | [選択] |  |  |
| 5 |  | [選択] | [選択] |  |  |

※１ 体制内の有資格者の全てを網羅する必要性は無く、代表的なメンバーのみを記載。

※２ 上記に記載した国家資格保有者については、資格証明書等の写しを添付すること。

（４）　体制内に含まれる自治体関係者

（自治体が申請する場合は、本項は記載不要。複数地域で支援を行う場合には全ての自治体関係者を記載する

こと。支援対象地域の自治体の合意のもと記載すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 連携する自治体名 |  |
| 協力事業者として参加する担当者名（任意） |  |
| 担当者部署名役職 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 役割 | [ ] 　地域の中小企業等からの相談窓口[ ] 　セミナー等による普及啓発活動[ ] 　補助事業の紹介等の中小企業等に対する具体的な支援・アドバイス[ ] 　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（５）　支援対象者

別紙２の通り

（注）補助事業実施中に上記（１）～（５）の記載内容に変更・更新がある場合は、速やかにＳＩＩに連絡すること。

参考：予算決算及び会計令第７０条及び第７１条（抜粋）

|  |
| --- |
| （一般競争に参加させることができない者）第70条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の３第１項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。一　当該契約を締結する能力を有しない者二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者（一般競争に参加させないことができる者）第71条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。 |